平成２４年（フ）第２２８号
函館市美原２丁目９番14号
債務者　扇田　正一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７０号
函館市大縄町１番４―205号
債務者　宮川　直亮
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７２号
函館市湯浜町２番14号
債務者　柳田美津子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８２号
静岡県富士宮市万野原新田3184番地の12、前住所静岡県富士宮市万野原新田4067番地の11
債務者　橋村ユカリ
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１２７号
静岡県富士市入山瀬４丁目13番59号　ロゼ・ジャルダン101号、前住所静岡県富士市久沢85番地の５
債務者　高橋　民世
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３６号
静岡県富士市岩本581番地の31　市営住宅岩本山団地南棟103号、前住所静岡県富士宮市万野原新田2915番地の19　ボブスレーＢ106
債務者　加島　瑞穂（旧姓野辺）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２３９号
奈良県大和高田市大字藤森116番地
債務者　中西　久枝
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
奈良県香芝市逢坂２丁目651番地１　シャトー公宝305号、前住所奈良県香芝市逢坂２丁目540番地　三央ハイツＢ―202号
債務者　川崎　道治
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
静岡県富士市久沢２丁目10番43号　コーポ高瀬谷103号
債務者　望月　三夫
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１２２８号
名古屋市中川区丹後町２丁目40番地、従前の住所名古屋市中川区吉津４丁目2608番地　ヴィオラⅠ202号
債務者　早矢仕麻美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４９４号
愛知県大府市梶田町３丁目143番地の２　県営梶田住宅５棟203号
債務者　アルベス　アドンこと　ＡＬＶＥＳ　ＡＤＡＯ　ＢＥＲＮＡＲＤＩＮＯ
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
青森県三沢市大字三沢字園沢156番地４号　コーポ中村Ａ―７
債務者　桜田　貴文
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２５３号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹286番地２　サンハイツ小峰10号棟
債務者　中野　智之
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７９７号
千葉県市原市上高根1296番地22
債務者　名古曽幸治
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４２号
千葉県市川市行徳駅前４丁目９番６―506号　ローズガーデン行徳フィネス
債務者　加藤　ゆか（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９０６号
千葉県市原市椎津537番地２メゾンドサニー203号
債務者　小堀　雅子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４号
千葉県旭市鎌数1102番地26
債務者　伊藤　豊子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係